平成２６年（フ）第５９号
長崎県北松浦郡佐々町本田原免26番地１　リバーサイドクリスタルＡ―102、前住所長崎県佐世保市世知原町栗迎108番地
債務者　太田　誠治
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
長崎県佐世保市上町７番12号、前住所長崎県佐世保市谷郷町３番31号
債務者　平川健一郎
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
長崎県佐世保市瀬戸越３丁目1663番地10、前住所長崎県佐世保市原分町203番地
債務者　南　　敏明
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
北海道帯広市西10条北４丁目１番地３　フレンテ113
債務者　高橋　麻美（旧姓島元）
１　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
栃木県足利市福富町1353番地１　アネックスイシハラⅡ204
債務者　篠原　正代
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第４９号
栃木県佐野市関川町840番地　米山市営住宅５―202
債務者　岡本　　舞（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第４８号
栃木県足利市田中町７番地８　スカイタワー906、前住所栃木県足利市大正町868番地４第６陽光台ハウス305
債務者　丸山香保子
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２６号
奈良県吉野郡川上村大字高原791番地
破産者　山風呂公雄
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第１３７２号
札幌市北区北23条西３丁目１番23―201号
破産者　中村　公彦
１　決定年月日　平成26年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４８３号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目３番11―305号
破産者　福浦　　弘
１　決定年月日　平成26年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５０２号
札幌市豊平区月寒東５条13丁目１番13号グリーンヒルハイツ302号、破産開始決定時の住所札幌市南区藤野４条10丁目８番８号
破産者　毛利　伸彦
１　決定年月日　平成26年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１号
茨城県日立市金沢町３丁目１番８号
破産者　吉田　仁子
１　決定年月日　平成26年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１１８６号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区19棟303号
破産者　清水　文雄
１　決定年月日　平成26年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
神奈川県厚木市鳶尾５丁目４番７号
破産者　市川　　剛
１　決定年月日　平成26年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５４号
長野県下水内郡栄村大字堺8437番地１
破産者　齋藤　吉晴
１　決定年月日　平成26年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８１号
神奈川県相模原市南区相模大野５丁目６番13―４号、開始決定時の住所長野県松本市開智３丁目４番23―２号
破産者　大日方昭子
１　決定年月日　平成26年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部